

第2次
石岡市男女共同参画基本計画
素案

< 2稿 >

平成 年 月

石 岡 市

目次

第Ⅰ章 基本計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の基本理念	2
3. 計画の位置付け	3
4. 計画の構成と期間	4
第Ⅱ章 計画策定の背景	5
1. 男女共同参画に関する国内外の動き	5
2. 男女共同参画をめぐる市の現状	7
(1) 人口と世帯の状況	7
(2) 結婚や離婚の状況	10
(3) 出生の状況	12
(4) 就業の状況	13
(5) 国際化の状況	16
3. 男女共同参画に関する市民意識	17
(1) 男女の地位の平等に関する意識について	17
(2) 性別役割分担について	19
(3) 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うこと	21
4. 第1次石岡市男女共同参画基本計画実施計画（後期）の総括	22
第Ⅲ章 基本計画	23
基本目標1 男女があらゆる分野で平等な社会の実現	23
基本目標2 男女がともに働きやすい就業環境の整備	23
基本目標3 家庭と仕事・地域活動の両立支援	23
基本目標4 安全・安心に暮らせる社会の実現	23
第Ⅳ章 計画の推進	24
1. 計画の推進体制	24
2. 進行管理の体制	24
資料	25
1. 第2次石岡市男女共同参画基本計画策定経過	25
2. 石岡市男女共同参画審議会規則	25
3. 石岡市男女共同参画審議会委員名簿	25

4. 石岡市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要	25
(1) 意識調査の概要	25
(2) 調査結果.....	25

第 I 章 基本計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

男女がお互いの人権を尊重しつつともに責任を分かち合う、女性にとっても男性にとっても生きやすい男女共同参画社会の実現を前文で掲げる「男女共同参画社会基本法」の制定を受けて「(第 1 次) 石岡市男女共同参画基本計画」が策定されてから 10 年が経過しました。この間にも少子高齢化は一段と進み、高齢者を支える生産年齢人口や未来を支える年少人口は、その数・割合ともに減少を続けています。

また、地域や社会からの支援を必要とする核家族や母子・父子家庭が増加する一方、配偶者やパートナー等からの暴力など、ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害や児童・高齢者等への虐待など、人権が侵害される問題が深刻化しており、それらの根絶に向けた社会的な取り組みが求められています。

さらに、近年、地震や豪雨をはじめとする自然災害が国内各地で頻繁に発生しており、防災・減災の観点から、災害発生時の弱者である女性や子ども、高齢者に配慮した日頃からの備えが重要になっています。

こうした現代社会の課題を解決するために、男女がよりよく互いを理解し、合理性の乏しい性別による固定的な役割分担の意識を見直し、女性が無理をすることなくその能力を発揮し活躍することを可能とする男女共同参画社会を実現することの重要性が、ますます高まっています。

「第 2 次石岡市男女共同参画基本計画」は、「(第 1 次) 石岡市男女共同参画基本計画」の満了にあたり、これまでの取り組みの成果やその検証結果、男女共同参画に関する住民意識及び社会経済状況の変化等を踏まえ、これからの 10 年に予測される課題へ取り組むことで、石岡市において男女共同参画社会の実現を目指すために策定をするものです。

■男女共同参画社会とは■ 男女共同参画社会基本法第 2 条から抜粋

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」である。

2. 計画の基本理念

第2次石岡市男女共同参画基本計画の基本理念は、石岡市男女共同参画条例に基づいて定められた第1次計画の基本理念を引き継ぎ、以下のとおりとします。

■男女の人権の尊重

「個人としての尊厳が重んじられること」「性別による差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること」など男女の人権が十分尊重されることが重要です。

■社会における制度・慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動が自由に選択できる社会を目指し、その社会活動の選択に対して制度等が中立的に働くような見直しが必要です。

■政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、行政や企業、地域などあらゆる場面で、政策等の立案やその決定に共同で参画する機会が確保されることが必要です。

■家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が協力し合い、育児・介護休業制度など社会的な支援の下に、子どもの養育や家族の介護などを行い、仕事や地域活動なども互いに協力し合いながら両立することができる環境づくりが重要です。

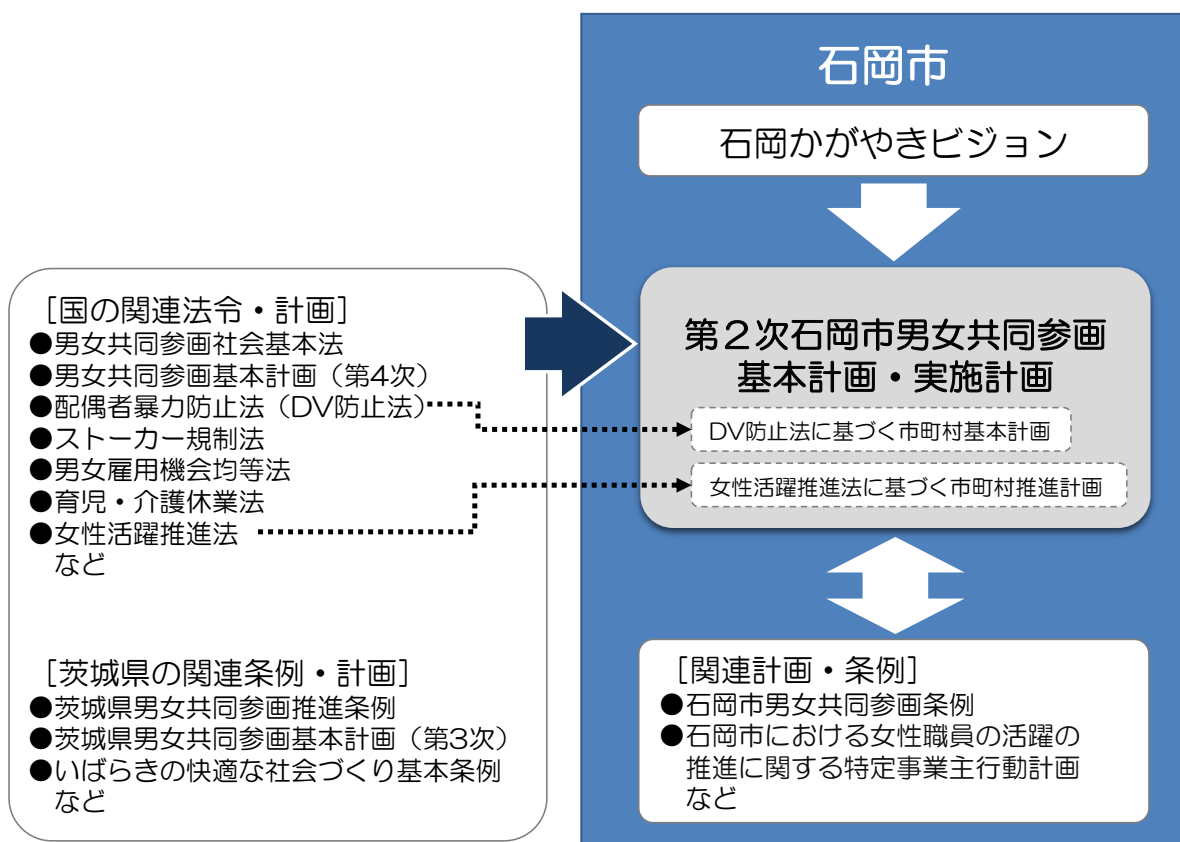
■国際的協調

男女共同参画社会の実現は、国際的な動向を踏まえたうえでの施策展開が求められています。国際的な指針との協調を図りながら施策を進めていくことが必要です。

3. 計画の位置付け

基本計画及び実施計画で構成される本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、市・市民・事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向け取り組むための指針となる計画です。

計画の策定にあたっては、男女共同参画に関連する法令、国の「第4次男女共同参画基本計画」や茨城県の「男女共同参画基本計画（第3次）」等を勘案するとともに、市の最上位に位置し、その進むべき方向性を示す「石岡かがやきビジョン」が示す政策目標の下、男女共同参画に関わる条例や他の部門計画との整合を図っています。



また、本計画は、配偶者暴力防止法（DV防止法）に基づく市町村基本計画及び女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を含んでいます。

4. 計画の構成と期間

本計画は、「基本計画」及び「実施計画（前期・後期）」をもって構成します。
計画期間は以下のとおりです。

基本計画 : 10年間（平成30年（2018年）度～平成39年（2027年）度）
 実施計画（前期）：5年間（平成30年（2018年）度～平成34年（2022年）度）
 （後期）：5年間（平成35年（2023年）度～平成39年（2027年）度）

年度（平成）		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
石岡かがやきビジョン		将来ビジョン												
		アクションプラン	アクションプラン											
石岡市 男女共同参画 基本計画	基本計画	第1次	第2次											
	実施計画	（後期）	前期					後期						
茨城県 男女共同参画基本計画		第3次												
国 男女共同参画基本計画		第4次												

なお、計画期間中に法改正や社会の情勢等に変化があった場合には、必要に応じて随時見直しを行います。

第Ⅱ章 計画策定の背景

1. 男女共同参画に関する国内外の動き

昭和23年（1948年）の第3回国連総会において、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言した「世界人権宣言」が採択されました。この宣言の前文に「基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念の再確認」が掲げられて以降、世界、国、茨城県そして本市の中で、男女共同参画に関して有機的に結ばれた、様々な動きが生まれてきました。

以下に主な内容を時系列で紹介します。

年	区分	内容
昭和50年（1975年）	世界	「国際婦人年」設定 「第1回女性会議」開催
昭和52年（1977年）	国	「国内行動計画」策定
昭和53年（1978年）	県	「青少年婦人課」設置
昭和54年（1979年）	世界	「女子差別撤廃条約」採択
昭和55年（1980年）	県	第2次県民福祉基本計画に「婦人の福祉の向上」記述
昭和60年（1985年）	世界	「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」採択
	国	「女子差別撤廃条約」批准
昭和61年（1986年）	県	新県民福祉基本計画に「女性の地位向上と社会参加の促進」記述
昭和62年（1987年）	国	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
平成3年（1991年）	県	「いばらきローズプラン」策定
		「茨城県女性対策推進本部」設置
平成6年（1994年）	国	「男女共同参画室」及び「男女共同参画推進本部」設置
平成7年（1995年）	世界	「行動綱領」、「北京宣言」採択
	県	「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」位置付け
平成8年（1996年）	国	「男女共同参画2000年プラン」策定
	県	「いばらきハーモニープラン」策定
平成11年（1999年）	国	「男女共同参画社会基本法」公布
平成12年（2000年）	世界	「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択
	国	「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー規制法」公布
	県	「いばらきハーモニープラン後期実施計画」策定

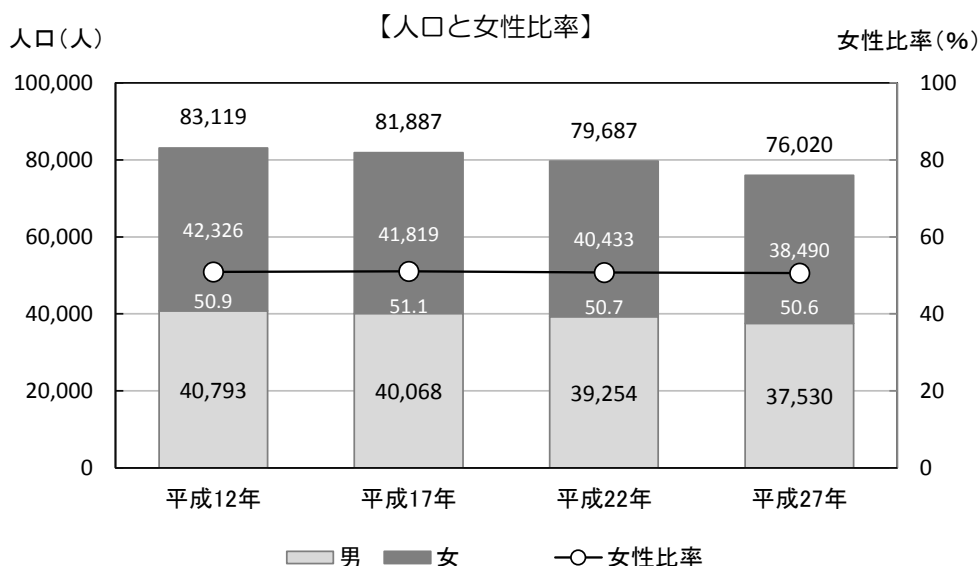
年	区分	内 容
平成 13 年 (2001 年)	国	「男女共同参画室」及び「男女共同参画会議」設置 「DV 防止法」公布
	県	「茨城県男女共同参画推進条例」制定
平成 14 年 (2002 年)	県	「茨城県男女共同参画基本計画 (新ハーモニープラン)」策定
平成 15 年 (2003 年)	国	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」閣議決定 平成 32 年 (2020 年) までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30% 程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記
平成 17 年 (2005 年)	国	「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定 「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (「2020 年 30%」の
	県	「女性プラザ男女共同参画支援室」開設
平成 18 年 (2006 年)	県	「茨城県男女共同参画実施計画」策定
	市	「石岡市男女共同参画条例」制定 「石岡市男女共同参画社会市民意識調査」実施
平成 19 年 (2007 年)	国	「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成 20 年 (2008 年)	市	「(第 1 次) 石岡市男女共同参画基本計画」策定
平成 22 年 (2010 年)	国	「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定
平成 23 年 (2011 年)	世界	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UNWomen)」発足
	県	「茨城県男女共同参画基本計画 (第 2 次) いきいき いばらきハーモニープラン」策定
平成 26 年 (2014 年)	世界	「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択
	国	「すべての女性が輝く社会づくり本部の設置」閣議決定
平成 27 年 (2015 年)	世界	「『北京宣言及び行動綱領』, 第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、完全実施に取り組むための宣言」採択
	国	「女性活躍推進法」公布 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定
平成 28 年 (2016 年)	県	「茨城県男女共同参画基本計画 (第 3 次)」策定
	市	「石岡市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

2. 男女共同参画をめぐる市の現状

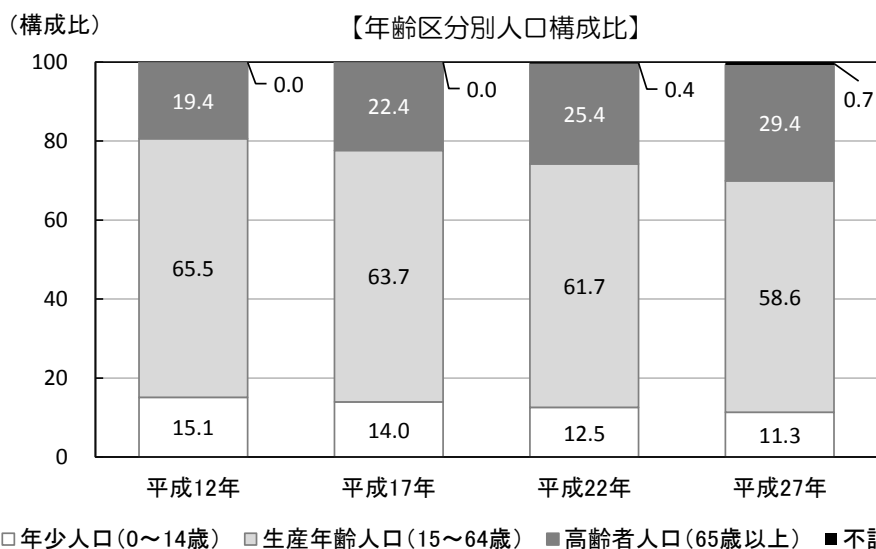
(1) 人口と世帯の状況

本市の人口は平成12年以降減少傾向にあり、平成27年10月1日時点で76,020人と、5年前の平成22年から3,667人減少しました。総人口に占める女性の割合は、平成17年以降ゆるやかに減少しており、平成27年では50.6%となっています。

年齢3区分別の構成比では、65歳以上の高齢者人口の増加が著しく、平成27年10月1日時点で29.4%と、5年前の平成22年から4ポイント、平成12年からは10ポイントの増加となっています。一方、14歳以下の年少人口は5年前から1.2ポイント、15～64歳の生産年齢人口は同じく3.1ポイントの減少となっています。

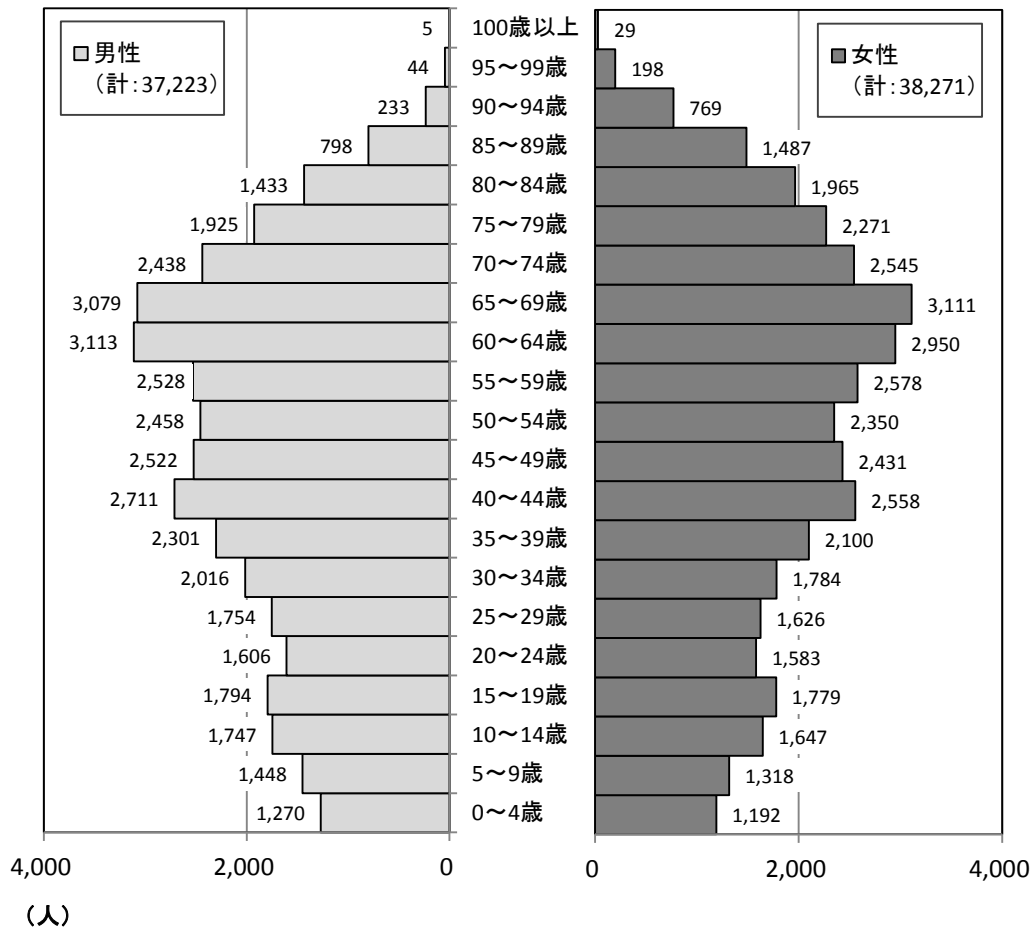


出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値



出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

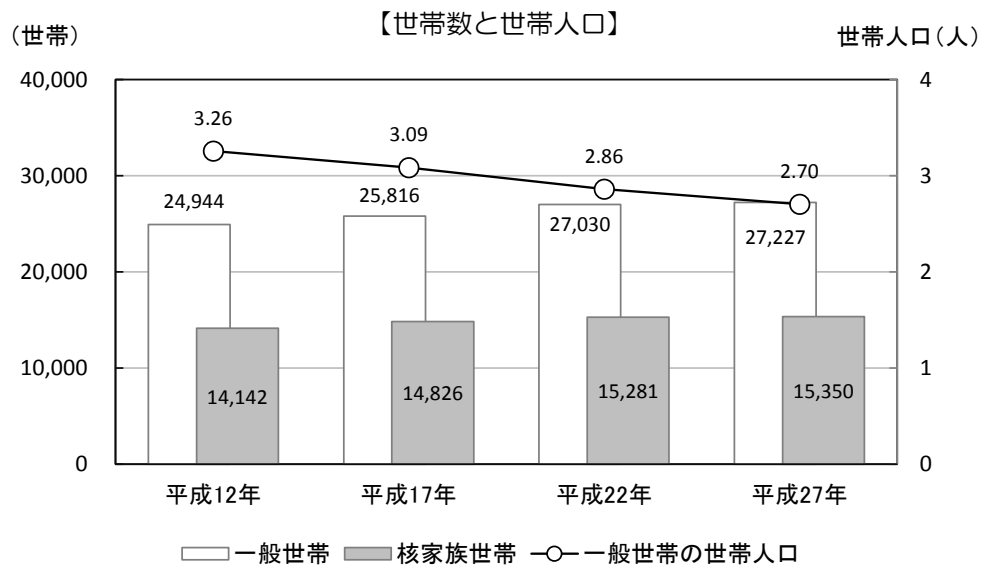
人口ピラミッドと呼ばれる5歳ごとの年齢区分でみた人口分布では、本市において最も多い年齢区分は男性が60～64歳，女性は65～69歳となっています。その下の年代では，40～44歳及び15～19歳にピークがみられますが，全体として年齢が若くなるにつれて，人口は減少しています。



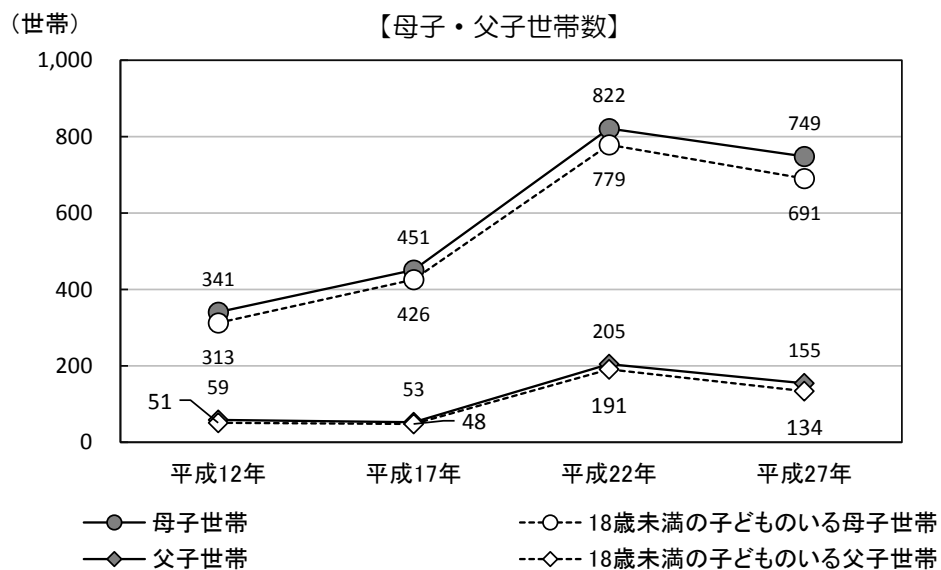
出典：平成27年国勢調査（10月1日時点）

人口が減少傾向である一方、一般世帯数は平成 12 年以降、調査の度に増加し、平成 27 年 10 月 1 日時点では 27,227 世帯と 5 年前の平成 22 年から 197 世帯増加しました。この結果、世帯あたりの人員（世帯人口）は、平成 27 年では 2.70 人となり、5 年間で 0.16 人減少しました。

母子世帯数、父子世帯数の推移をみると、平成 12 年から平成 22 年まではともに増加していましたが、平成 22 年から平成 27 年にかけては母子世帯、父子世帯とも減少しました。しかし、減少後でも、18 歳未満の子どものいる母子世帯数はおよそ 700 世帯に上っています。



出典：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）※平成 12 年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

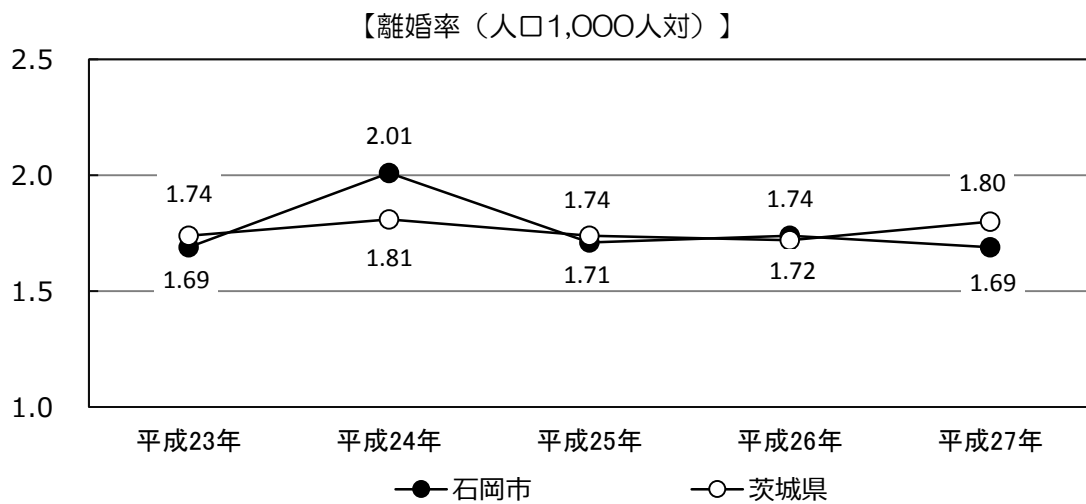
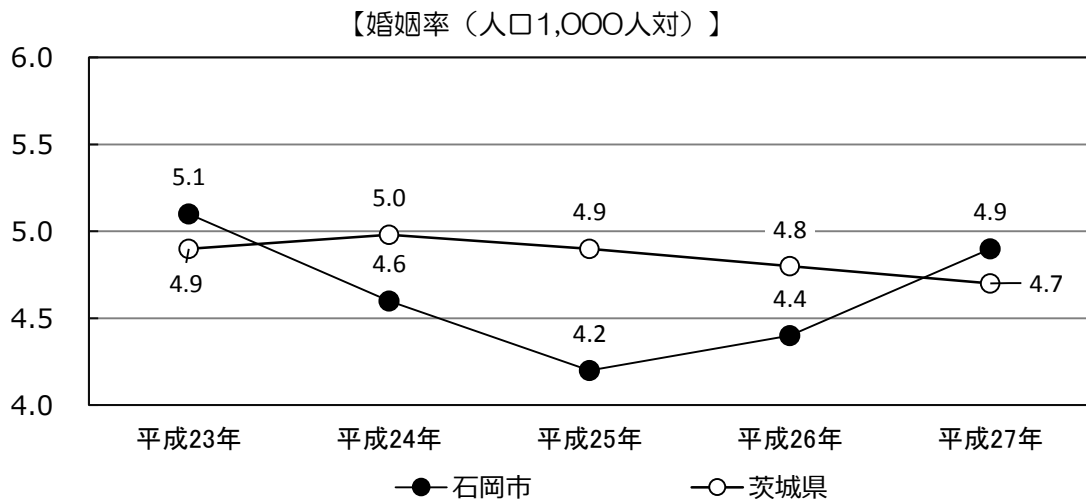


出典：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）※平成 12 年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

(2) 結婚や離婚の状況

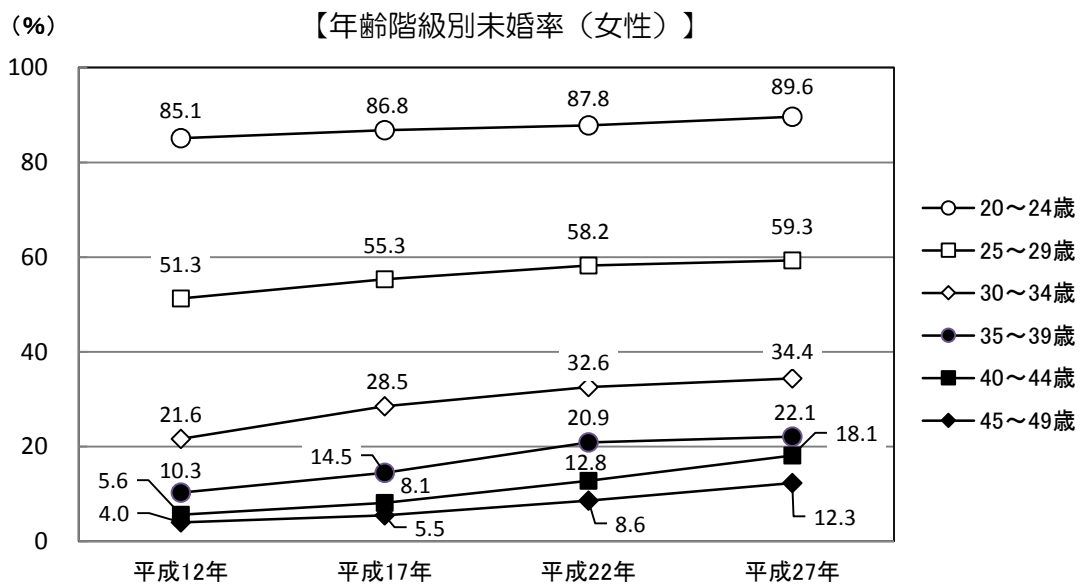
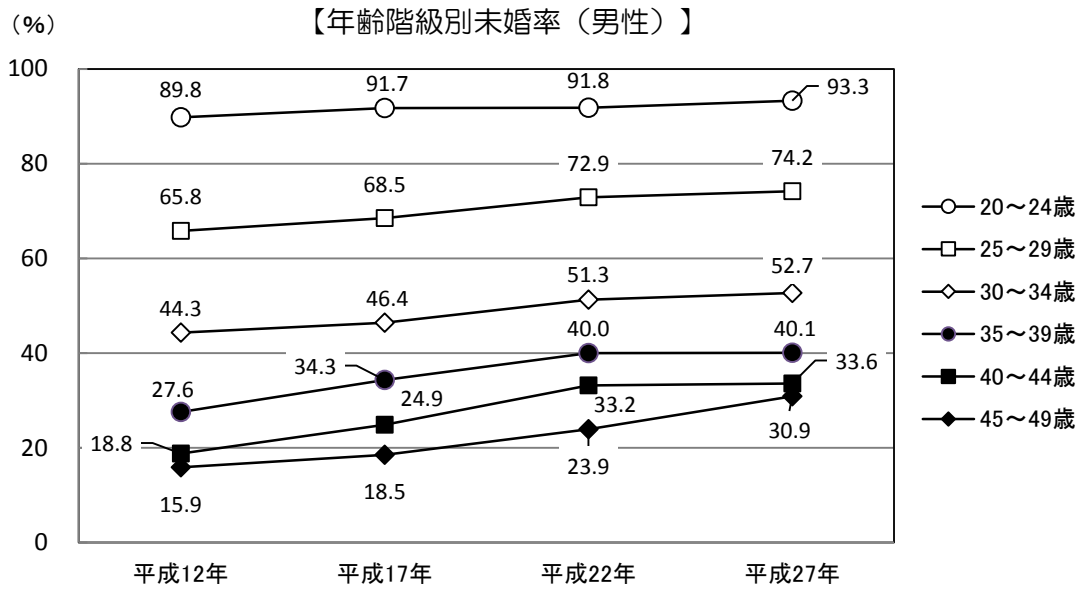
本市における婚姻率は、平成23年から平成25年にかけて減少し、平成25年に最低値(4.2)を記録しましたが、その後は増加に転じ、平成27年では県茨城県全体を上回る4.9となっています。

また、離婚率については、平成27年で1.69となっており、平成24年を除いて概ね1.7前後で推移しています。



出典：茨城県人口動態統計

本市における年齢階級別の未婚率は、平成12年以降徐々に高まっています。特に平成12年から平成22年までの未婚率の上昇が大きく、平成22年から平成27年にかけては、男性の45～49歳と女性の40～44歳、45～49歳を除くと、5年間の増加は1.0ポイント台以下と、比較的ゆるやかな上昇に留まっています。

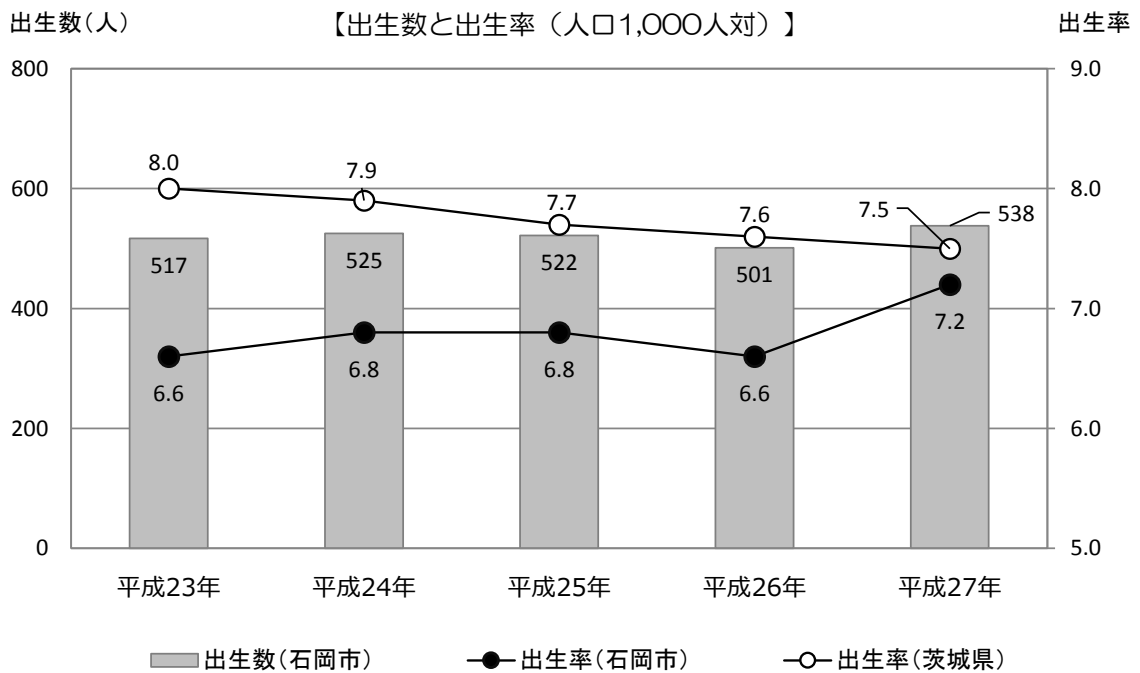


出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

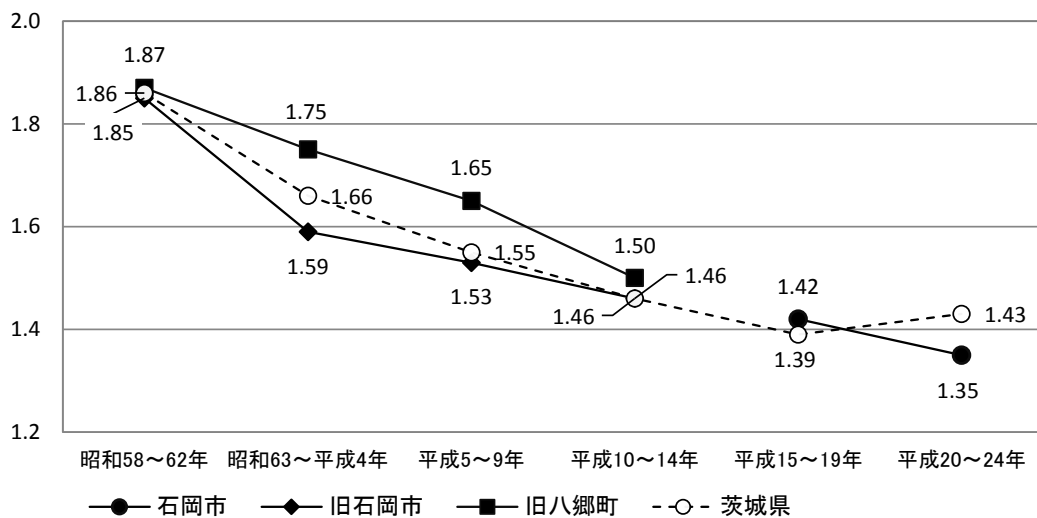
(3) 出生の状況

平成23年から平成27年の本市の出生数は、概ね520人前後で推移しています。またこの間の出生率（人口1,000人あたりの出生数）は、茨城県全体ではゆるやかな減少傾向であるのに対し、本市ではやや上昇する傾向となっています。

5年ごとの合計特殊出生率では、合併前の昭和58年から平成24年まで、本市では減少傾向が継続しています。



合計特殊出生率

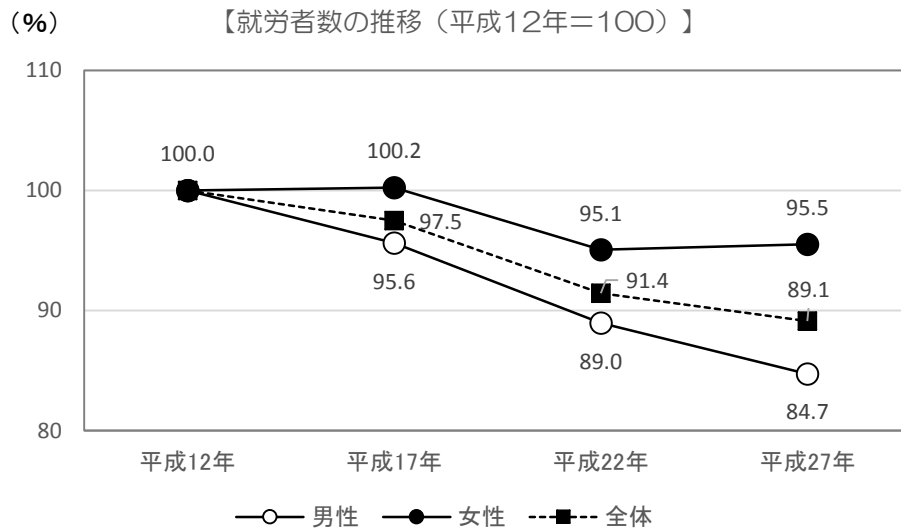


出典：茨城県人口動態統計

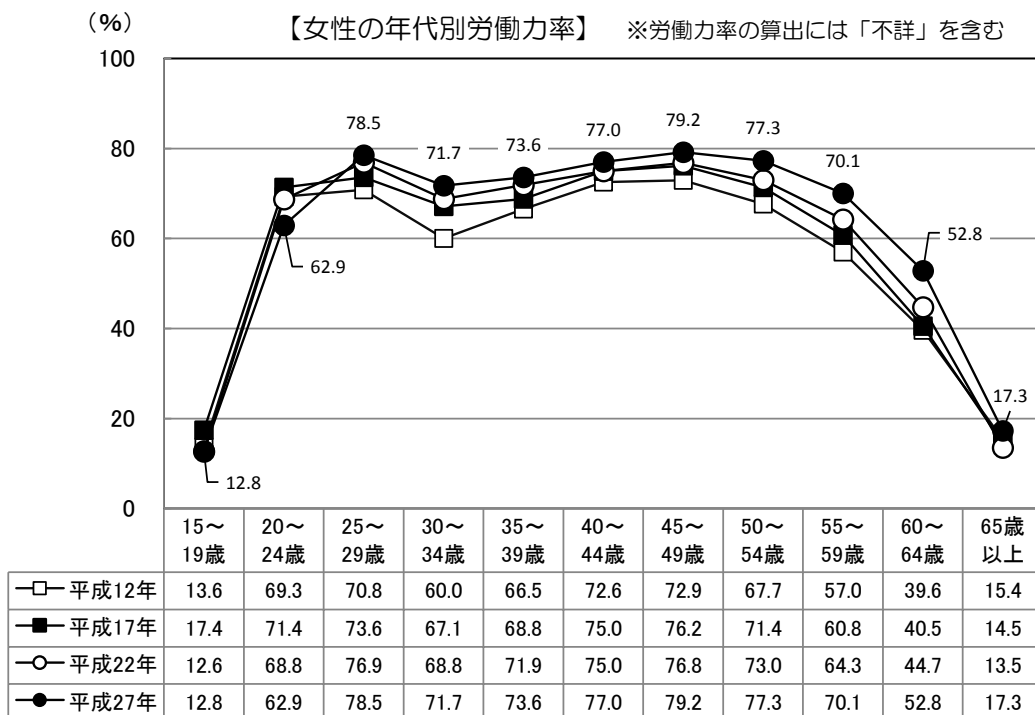
(4) 就業の状況

本市の平成12年を起点とした就労者数の推移は、全体として減少傾向にあります。しかし、平成12年から平成27年にかけて男性が15ポイント余り減少したのに対し、女性は4.5ポイントの減少に留まっており、生産年齢人口が減少する中、女性の就労の高まりが伺えます。

また、女性の年齢別労働力率は、平成12年以降、25歳以上64歳までの全ての年代で調査の度に上昇しており、30～34歳の年代で労働力率が前後の年代よりも一旦下がる、いわゆる「M字カーブ」は緩和されてきています。

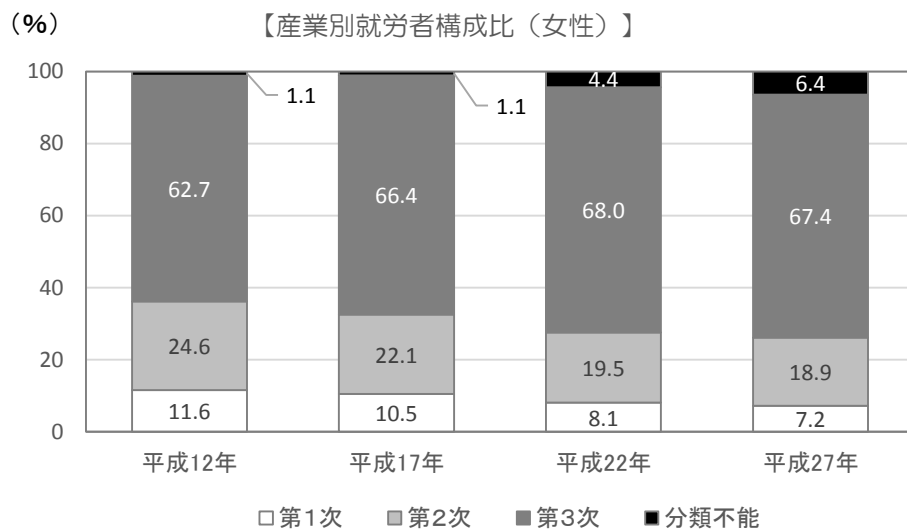
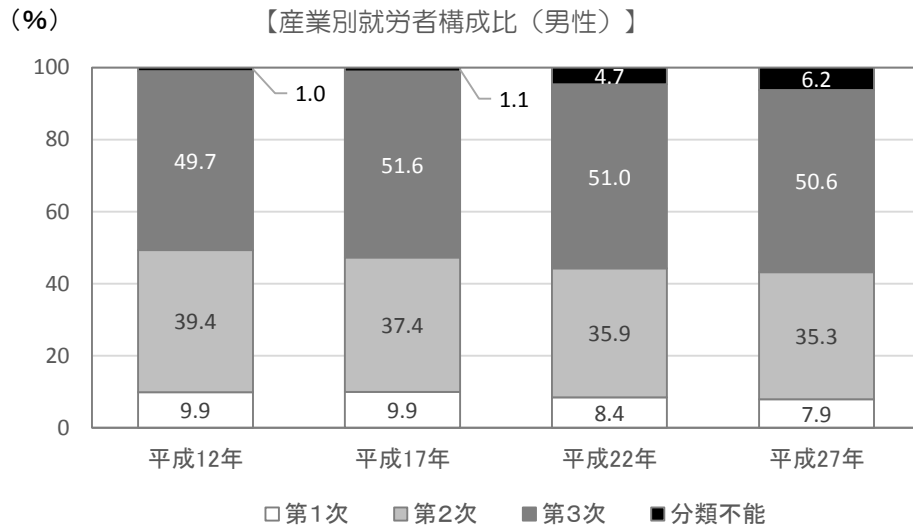


出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値



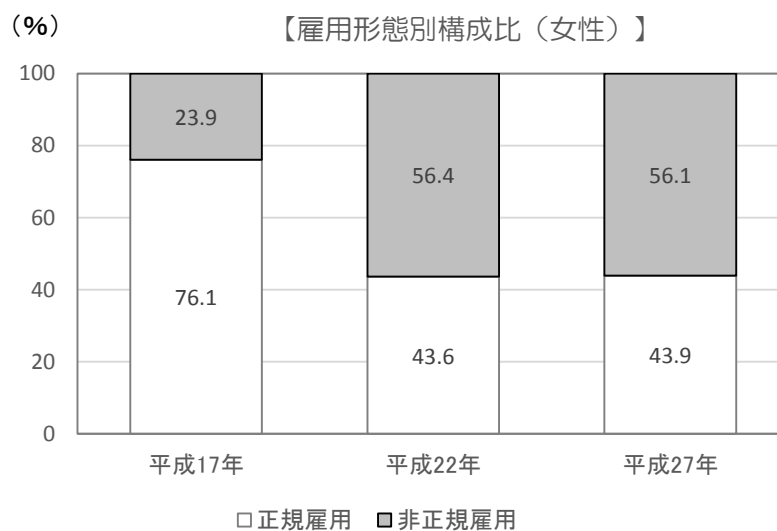
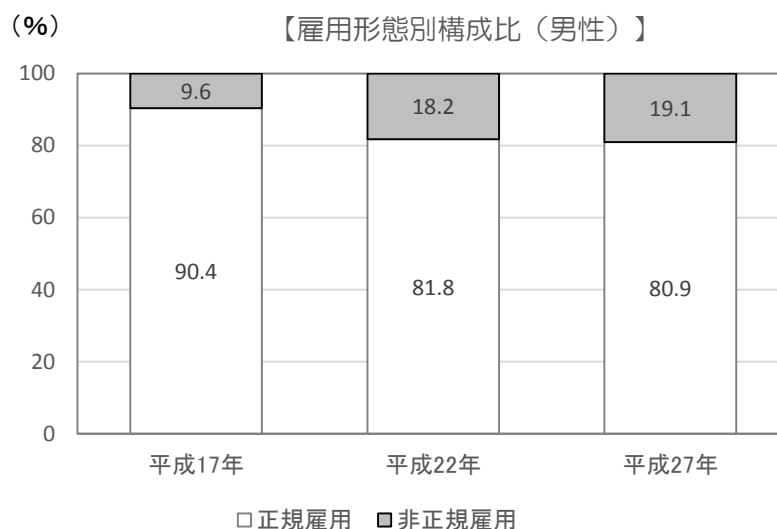
出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

本市における産業別の就労者の構成比は、平成12年から平成27年まで、男女とも第3次産業が最も多くなっています。第1次産業、第2次産業に従事する人の割合は調査ごとに減少する一方で、第3次産業に従事する人は特に女性で増加していましたが、近年では「分類不能」の割合が徐々に高まっています。



出典：国勢調査（各年10月1日時点）※平成12年は旧石岡市と旧八郷町の合計値

雇用形態別の構成比をみると、平成17年と平成22年の調査間で、非正規雇用の割合が男性で1.9倍、女性で2.4倍と大幅に増加し、特に女性では非正規雇用の割合が5割を超えました。しかし、平成22年から平成27年にかけては、非正規雇用の割合に大きな変化は現れておらず、雇用環境の不安定さには、一定の歯止めがかかっていることがわかります。



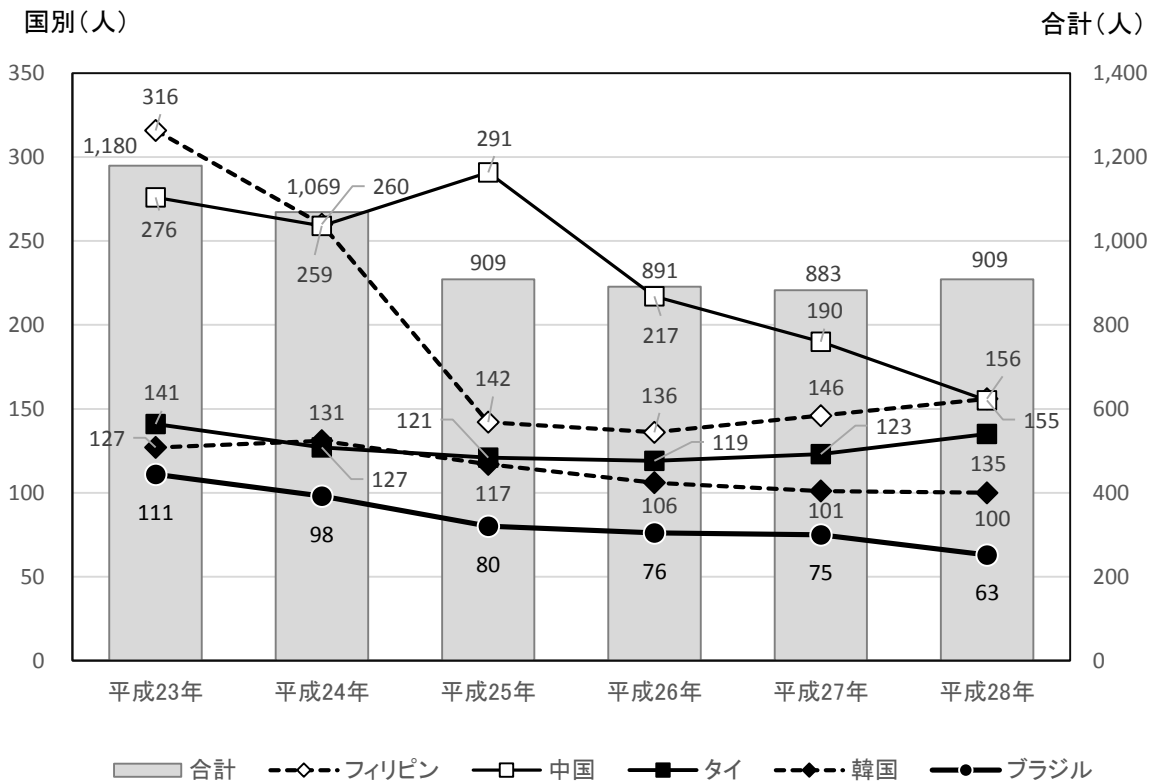
出典：国勢調査（各年10月1日時点）

(5) 国際化の状況

平成 28 年 4 月 1 日時点での本市の外国人住民数は 39 カ国からの 909 人で、平成 23 年から平成 25 年にかけて大きく減少して以降は、900 人前後で安定して推移しています。国籍別にみるとアジア圏の国からの人が多く、平成 28 年では、フィリピン、中国、タイ、韓国の上位 4 カ国で全体の 6 割を占めています。

【国籍別外国人住民数】

国名	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
フィリピン	316	260	142	136	146	156
中国	287	276	259	217	190	155
タイ	141	127	121	119	123	135
韓国	127	131	117	106	101	100
台湾				61	63	64
ブラジル	111	98	80	76	75	63
インドネシア	36	34	32	32	30	41
ベトナム	14	10	6	9	18	32
ペルー	39	30	24	27	28	27
その他	121	120	96	108	109	136
計	1,180	1,069	909	891	883	909



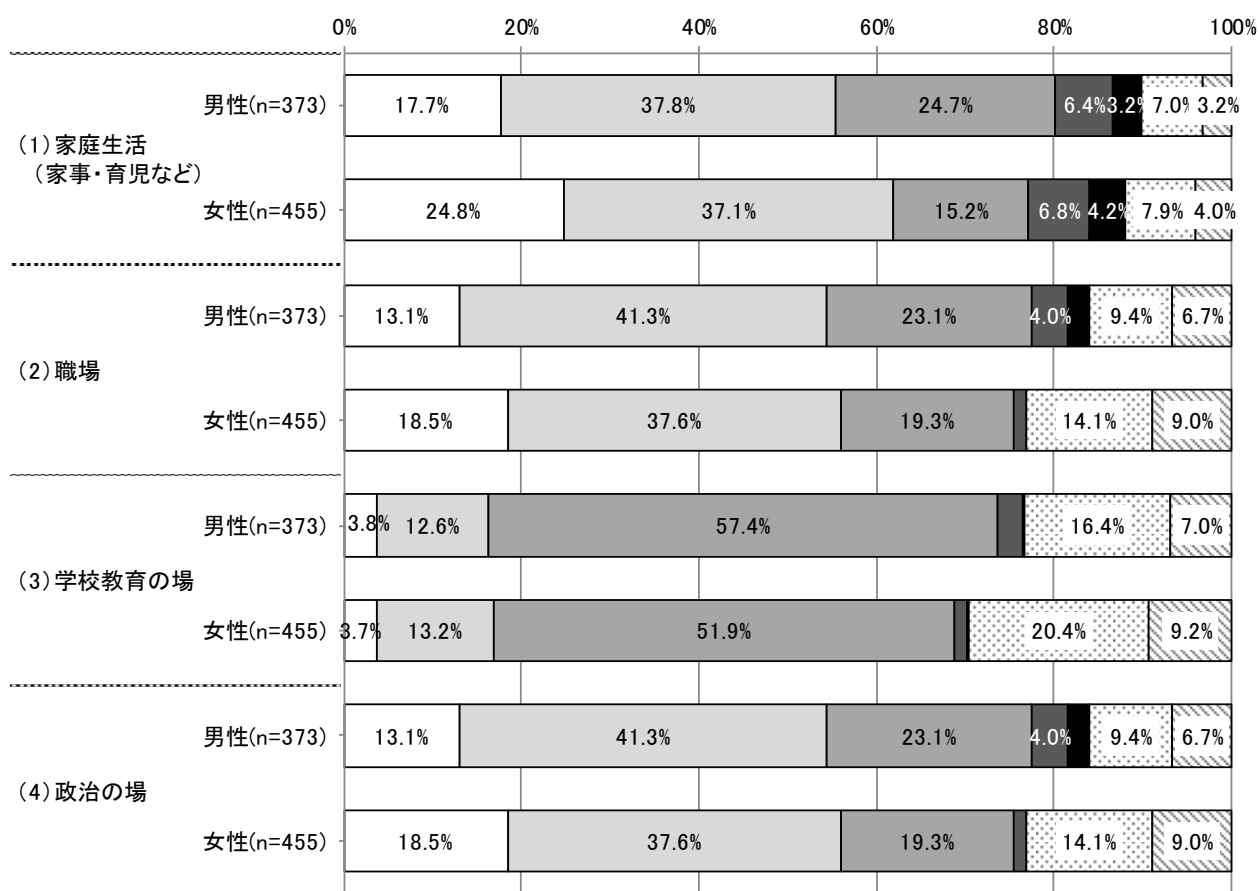
出典：市民課（各年 4 月 1 日時点）

3. 男女共同参画に関する市民意識

(1) 男女の地位の平等に関する意識について

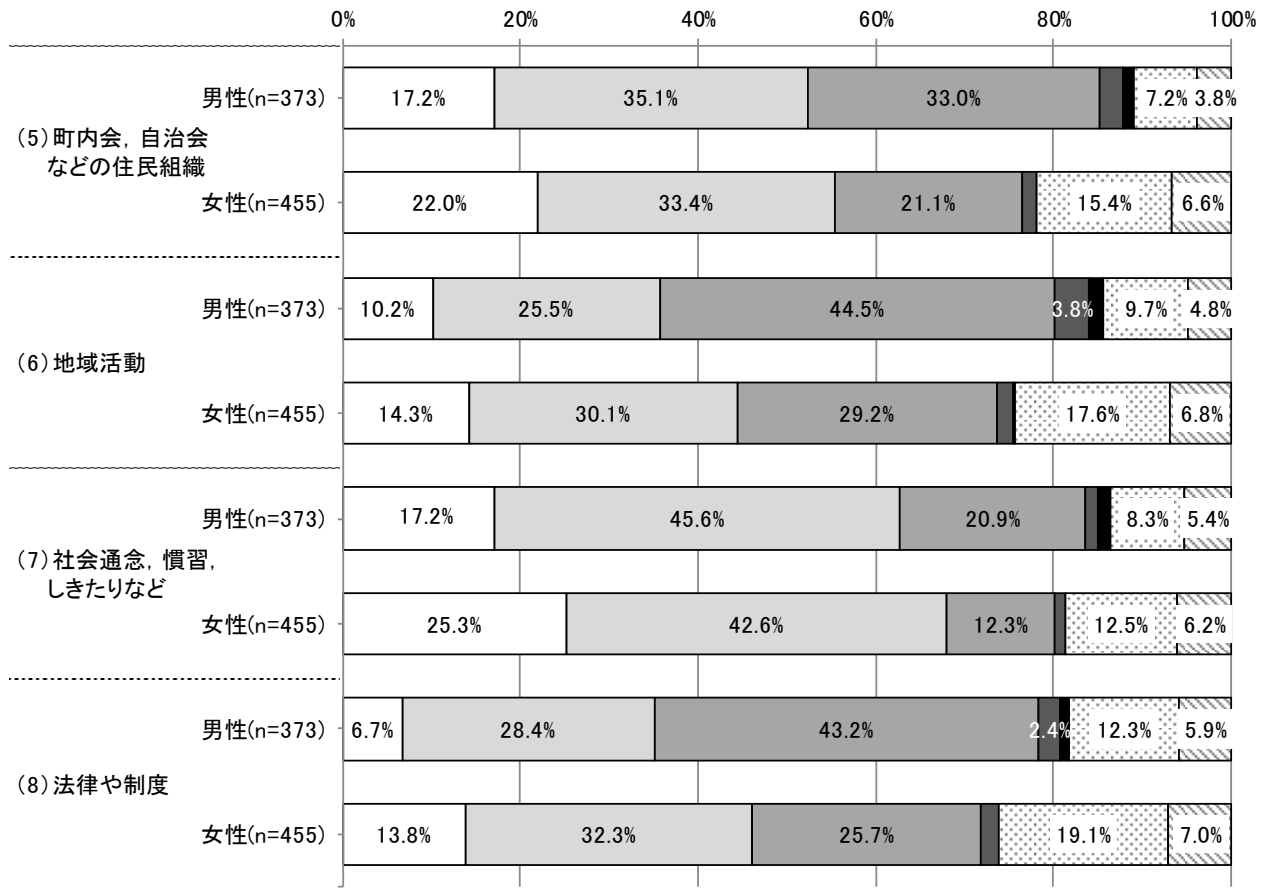
男女の地位の平等感については、家庭生活をはじめ全ての分野で、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」とする「男性優遇」の回答が「女性優遇」の回答を上回っており、「学校教育の場」を除く全ての分野で、男性よりも女性のほうが「男性優遇」と感じる回答が多くなっています。

【男女の地位の平等感 (家庭生活～政治の場)】



男性の方が優遇されている
 どちらかといえば男性の方が優遇されている
 平等である
 どちらかといえば女性の方が優遇されている
 女性の方が優遇されている
 わからない
 無回答

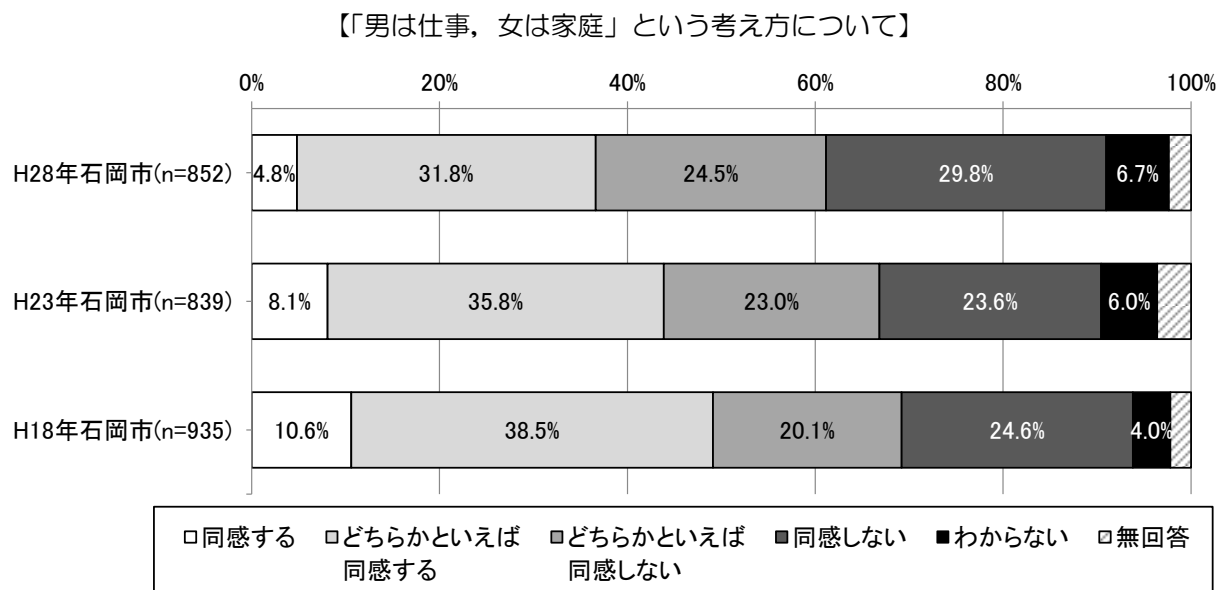
【男女の地位の平等感 (町内会、自治会などの住民組織～法律や制度)】



男性の方が優遇されている
 どちらかといえば男性の方が優遇されている
 平等である
 どちらかといえば女性の方が優遇されている
 女性の方が優遇されている
 わからない
 無回答

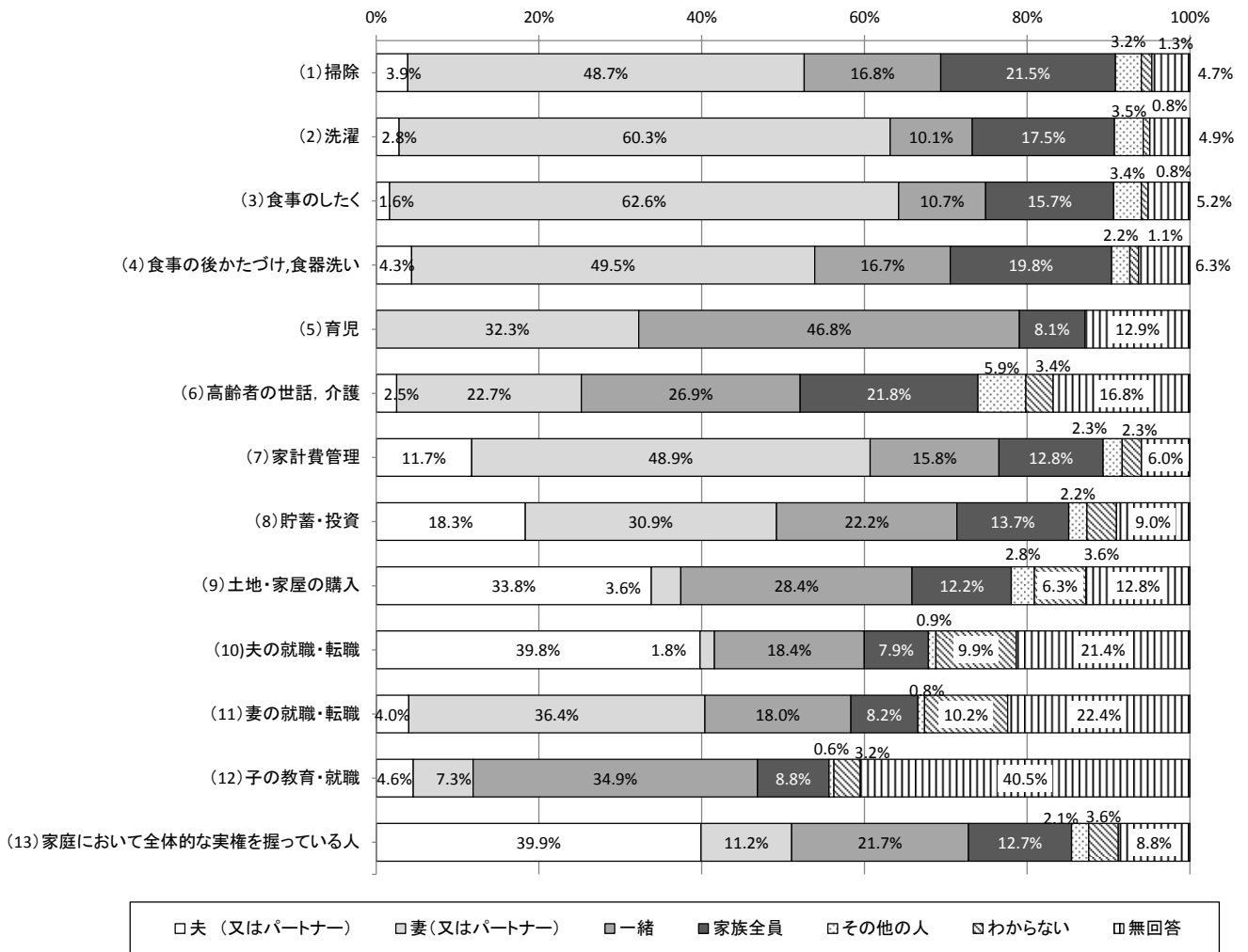
(2) 性別役割分担について

「男は仕事，女は家庭」という考え方について，前回平成 23 年の調査で，「同感しない」，「どちらかといえば同感しない」という否定的な回答の割合が 46.6%，「同感する」，「どちらかといえば同感する」という肯定的な回答の割合（43.9%）を上回りましたが，今回平成 28 年の調査ではその差が更に広がり，否定的な回答の割合は 54.3%と，初めて過半数を超える結果となりました。性別役割分担の意識は，着実に解消に向かっているとと言えます。



一方，平成 28 年調査で，家庭における様々な家事等に関し，実際の役割分担がどのようにされているのかについてみると，「掃除」，「洗濯」，「食事のしたく」，「食事の後かたづけ，食器洗い」などは依然「妻（又はパートナー）」への偏りが大きいことが示されています。また，「育児」や「高齢者の世話，介護」については，「一緒」や「家族全員」の回答を合わせると，それぞれ 54.9%，48.7%に達し，家族で支え合う状況が中心になっていることがわかります。

【家事等における役割分担】

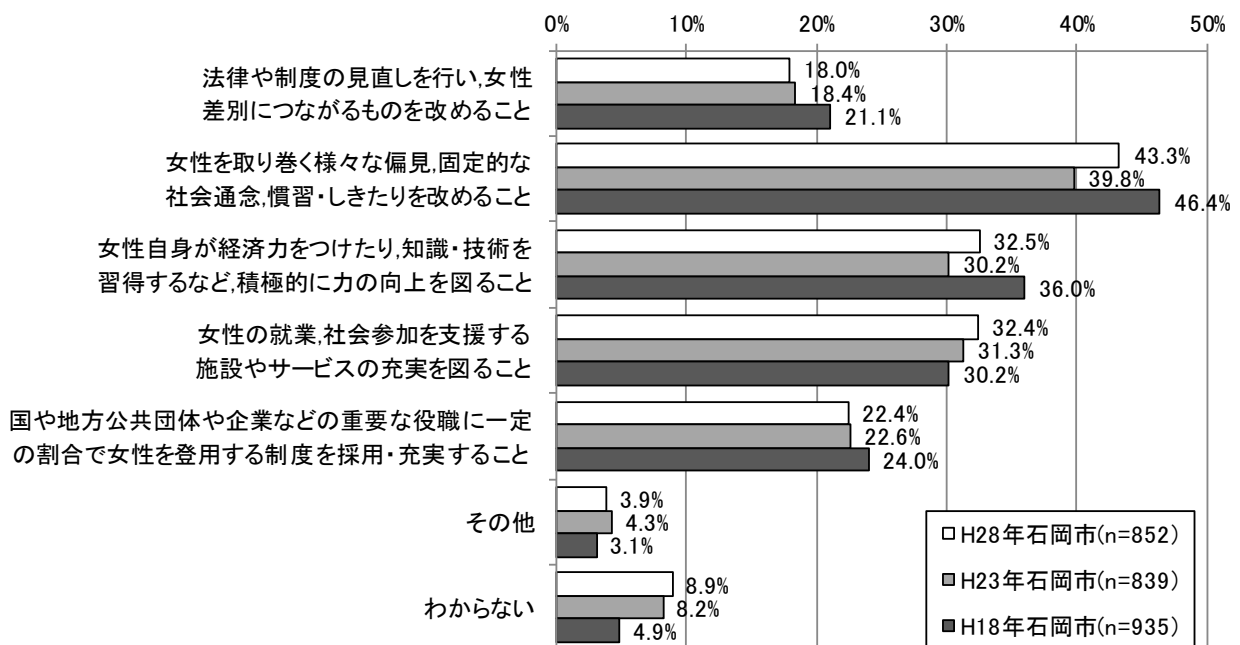


(3) 男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うこと

男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うことについて、過去3回の調査での傾向はほとんど変わらず、「女性を取り巻く様々な偏見, 固定的な社会通念, 慣習・しきたりを改めること」, 「女性自身が経済力をつけたり, 知識・技術を習得するなど, 積極的に力の向上を図ること」, 「女性の就業, 社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」が上位を占めています。

「法律や制度の見直しを行い, 女性差別につながるものを改めること」は調査の度に減少する一方, 「わからない」との回答が徐々に増加していることから, 男女共同参画の理念や目的の周知, 男女共同参画社会形成の意識の啓発は, 今後も継続して行う必要のあることが示されています。

【男女があらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うこと】



4. 第1次石岡市男女共同参画基本計画実施計画（後期）の総括

第Ⅲ章 基本計画

基本目標1 男女があらゆる分野で平等な社会の実現

基本目標2 男女がともに働きやすい就業環境の整備

基本目標3 家庭と仕事・地域活動の両立支援

基本目標4 安全・安心に暮らせる社会の実現

第Ⅳ章 計画の推進

1. 計画の推進体制

① 石岡市男女共同参画審議会

公募を含む委員で構成し，基本計画に関する事項や，その他の男女共同参画の推進に関する事項を審議します。

② 男女共同参画推進連絡会議

庁内関係各課の連携を図るため，庁内連絡組織「男女共同参画推進連絡会議」において，施策の推進と総合調整を行います。

③ 市民との協働

男女共同参画社会の実現を目指すためには，市民一人ひとりが男女共同参画の理念を理解し，それぞれの生活の中で考え，行動することが重要です。市の取り組みを市民と行政が連携して推進するために，活動の中心となる人材や団体の育成・支援に努め，ネットワークを強化します。

2. 進行管理の体制

計画を着実に実行していくため，石岡市男女共同参画審議会において毎年度進捗状況を調査・確認します。また，進捗状況等を踏まえ，事業内容の見直しを行います。

資料

1. 第2次石岡市男女共同参画基本計画策定経過

年 月	男女共同参画審議会		その他

2. 石岡市男女共同参画審議会規則

3. 石岡市男女共同参画審議会委員名簿

	役 職	区 分	氏 名	所 属 等
1				

4. 石岡市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

(1) 意識調査の概要

(2) 調査結果

